

4-4. 計画推進のための施策プログラム

(1) 前回計画の「実現化のための施策プログラム」の本計画における対応

「2-2.(2) 前回計画の施策プログラムの達成状況」では、前回計画で示された各施策プログラムについて、その実施状況と達成状況（実施できなかった施策の理由を含む）を整理しました。

本項では、この整理と、「4-1. 目標の達成に向けた緑の現況整理と方針設定」において整理した本計画における各方針を踏まえて、前回計画の施策プログラムのそれぞれの項目について、本計画において、以下のように対応することとしました。

表22：前回計画の施策プログラムの本計画における対応（1/4）

施策プログラム（前回計画）	達成状況（理由）	本計画における対応	略号
<b>I. 緑をまもる計画（緑に親しみ守る計画）</b>			
<b>1. 樹林・樹木等良質な緑の保全と活用（自然や社寺等の緑に親しみ守る計画）</b>			
<b>①樹林地等の保全</b>			
ア. 風致地区の指定	× (①)	・大久保北部の丘陵の樹林や、金ヶ崎地区の丘陵の樹林は法に基づいてその永続性が担保されており、ため池の保全については公園整備等により活用を図る等、他の制度により緑地の保全を図るため、風致地区の指定については今後の課題としつつ、本計画においては対象としない。	—
イ. 緑地保全地区の指定	× (①)	・緑地保全地域及び特別緑地保全地区指定の需要の高まりはみられないため、今後の課題としつつ、本計画においては対象としない。	—
ウ. 斜面緑地等の保全	× (③)	・前回計画対象の松が丘及び山下町の斜面緑地は、都市公園（都市緑地）として管理されているため、本計画においては対象としない。	—
<b>②貴重な樹林・樹木の保全</b>			
ア. 保護樹木・保護樹林	× (④)	・今ある保護樹木を保全するとともに、新たな指定を目指して制度・助成の拡充を図る。	E-12
イ. 史跡・名勝・天然記念物	× (①)	・緑（≒オープンスペース）に関わる文化財として、新たに太寺廃寺塔跡、高丘古窯跡群、明石城跡等の史跡名勝天然記念物を追加し（合計10件）、それらを活用した景観形成に取組む。	E-6
<b>2. 水と土の保全と活用（海や河川、農地、ため池に親しみ守る計画）</b>			
<b>①ため池の保全</b>			
ア. ため池の保全と活用	○	・ため池に関わる活動は継続的に実施するとともに、ため池を活用した親水公園の整備や、生物多様性に配慮した保全の推進、浸水被害に備えた雨水一時貯留施設としての活用、環境体験学習における活用を図る。	A-2, B-2 D-2, G-4
イ. 農業用排水路の保全と活用	× (④)	・生物多様性の保全に関わる水と緑のネットワークの構築に活用する。	A-4, B-7 F-7
<b>②農地の保全</b>			
ア. 農業振興地域・農用地区域	△ (①)	・前回計画と同様、農業振興地域・農用地区域の適正な運用を図る。	A-8, B-4 D-4, G-5
イ. 生産緑地地区の指定	× (④)	・市街化区域内の農地の保全を図るため、生産緑地地区の指定を行う。	A-7, B-5 C-5, D-5 G-6
<b>③海岸線・河川の保全</b>			
ア. 海岸線の保全	○	・海岸線の整備事業に関しては、概ね完了した。 ・今後は、海岸線緑化を推進する。	A-3, B-6
イ. 河川の保全	○	・河川の保全を継続的に実施するとともに、遊歩道等への活用を図る。	A-4, B-7 F-7

注1)「本計画における対応」の略号は、p. 66~67の本計画の個別施策の内容の略号に対応する。

表22：前回計画の施策プログラムの本計画における対応（2/4）

施策プログラム（前回計画）	達成状況（理由）	本計画における対応	略号
<b>II. 緑をつくる計画（公園緑地の整備計画）</b>			
<b>1. 公園等の整備（公園の緑により都市環境基盤を形成し、増やす計画）</b>			
<b>①住区基幹公園</b>			
ア. 街区公園の整備	△ (②)	・ため池を活用した親水公園の整備やすべての市民が歩いてアクセスできる距離における公園整備を推進する。	F-1
イ. 近隣公園の整備	× (②)		
ウ. 地区公園の整備	× (②)		
<b>②都市基幹公園</b>			
ア. 総合公園の整備	△ (②)	・公園施設長寿命化計画に基づき、公園のリニューアルを推進する。 ・徒歩圏域で運動できる公園整備を行う。	F-2
イ. 運動公園の整備	× (②)		F-1
<b>③特殊公園</b>			
ア. 墓園の整備	○	・墓園整備は完了し、今後は適切に管理を行う。	—
イ. 自然ふれあい公園	△ (②)	・新たな自然ふれあい公園の整備を行う予定はないが、食育・環境体験学習への公園の活用を図る。	G-1
<b>④広域公園</b>			
ア. 明石公園	○	・明石公園の活用を推進する。	B-3, C-1 D-1, E-1 H-3
<b>⑤区画整理等に伴う公園整備</b>			
	△ (②)	・土地区画整理事業に伴う公園整備については、従来どおり、施行地区面積の3%以上を確保する。	—
<b>⑥防災機能の整備</b>			
	○	・地域防災計画に基づいた公園整備は平成22年度の松江公園の整備をもって完了した。 ・今後は、防火性の高い樹木の緑化や防災ファニチャーの整備等、質を高める取組みを推進する。	C-3
<b>2. 公園機能の活性化（ニーズの変化にあわせた公園のリフレッシュ）</b>			
<b>①公園リフレッシュ事業</b>			
	○	・都市公園施設長寿命化計画に基づき、順次、公園施設のリニューアルを推進する。	F-2
<b>②市民の森整備</b>			
	○	・公園に限らず、民有地の緑化を市民とともに推進する。	A-1, A-6 E-12
<b>③接道部の再整備</b>			
	× (②)	・公園整備・リニューアルを行う中で対応する。	A-2, C-1 F-1, F-2
<b>3. 海峡の見える公園づくり（明石らしさを公園の緑により形成するふれあい公園づくり）</b>			
<b>①明石海峡・明石海峡大橋の見える公園</b>			
	○	・明石海峡大橋の見える公園づくりを推進する。	E-1
<b>②時のふるさと公園</b>			
	△ (③)	・公園整備・リニューアルを行う中で対応する。	A-2, C-1 F-1, F-2
<b>③みんなのアイデア公園づくり</b>			
	○		

注1)「本計画における対応」の略号は、p. 66~67の本計画の個別施策の内容の略号に対応する。



表 22：前回計画の施策プログラムの本計画における対応（3/4）

施策プログラム（前回計画）	達成状況 (理由)	本計画における対応	略号
<b>Ⅲ. 緑をつなぐ計画（緑と市民を結びつける計画）</b>			
<b>1. 緑の回廊の整備（ふるさとの森と時の道を結ぶ緑の主軸化計画）</b>			
①市街地とふるさとの森を結ぶ緑の回廊の整備	× (2)	・実現困難な緑道の整備は、本計画の対象としない。ただし、街路樹整備として可能な限り推進する。	A-3, B-1 C-2, E-4
②時の道・都心回遊路の整備	× (2)	・周辺の地域資源を活用しながら、遊歩道・サイクリングロードとして、浜の散歩道、時の道、西国街道を位置付けるとともに、南北軸の河川を活用し、それらのネットワーク化を図る。	E-2, E-3 F-4, F-5
<b>2. 緑の都市軸の緑化（緑道や道路、河川、海岸等による緑のネットワーク化計画）</b>			
①緑地・緑道	△ (2)	・周辺の地域資源を活用しながら、遊歩道・サイクリングロードとして、浜の散歩道、時の道、西国街道を位置付けるとともに、南北軸の河川を活用し、それらのネットワーク化を図る。	E-2, E-3 F-4, F-5
<b>②道路緑化</b>			
ア. 道路緑化基準	○	・街路樹整備として可能な限り推進するとともに、既存の街路樹の更新を図る。 ・街路樹管理にあたっては、樹木の自然樹形を活かした管理を推進する。	A-3, B-1 C-2, E-4
<b>③河川緑化</b>			
ア. 市街地の河川	× (2)	・南北軸としての河川を活用した、緑化・歩道整備を図る。	A-4, B-7 F-7
イ. 地区の河川	○	・河川管理者である県と調整を図りつつ、河川敷緑化等の推進を図る。	A-4, B-7 F-7
<b>④海岸線緑地</b>			
ア. 大蔵海岸整備	○	・整備は完了したため、今後は適切な管理を推進する。	—
イ. 明石港再整備	× (1)	・中心市街地の緑化推進と合わせて検討する。	—
ウ. 西部海岸（ウォーターフロント整備構想）	○	・今後は適切な管理を推進する。	—
<b>Ⅳ. 緑化を進める計画（緑化を推進する計画）</b>			
<b>1. 公共施設緑化（公共施設の緑を増やす計画）</b>			
<b>①学校園（教育・文化施設）</b>			
ア. 緑量の確保	○	・学校園庭における芝生化の推進を図る。	G-2
イ. 環境教育としての緑化	○	・各小学校区に環境体験学習の場づくりを推進する。	G-1
ウ. 周辺との一体緑化	△ (2)	・公共施設の緑化を推進する。	A-1, A-6
<b>②庁舎等</b>			
ア. 接道部や駐車場の緑化	○	・緑化地域を設定し、民有地・公共施設緑化を推進する。	A-1, A-6
イ. シンボルツリー	○	・適宜対応する。	—
ウ. 緑化基準	○	・現状の基準に準拠し、緑化を推進する。	—
<b>2. まち角の緑化（ポケットパークやまち角の緑を増やす計画）</b>			
<b>①ポケットパーク、眺望点などの整備</b>			
ア. ポケットパークの整備	△ (2)	・道路整備に伴う残置等を活用し、ポケットパークの整備を推進する。	E-5
イ. スポットガーデンの整備	× (2)		
ウ. 眺望点の整備	△ (2)	・明石海峡大橋の眺望を活かした拠点整備を推進する。	E-1
<b>②街路・まち角の演出</b>			
ア. 歴史と文化の散歩道	× (4)	・西国街道とその周辺の地域資源を活用した歴史の散歩道づくりを推進する。	E-3, F-4
イ. こども広場の整備	× (4)	・徒歩圏域における公園整備を推進する。	F-1
ウ. まち角の整備 a. 緑のシンボルロード b. フラワーロード c. 緑のシティーゲート d. ポケット・ガーデン	○	・中心市街地（明石駅周辺）及び主要地域核（朝霧駅、西明石駅、大久保駅、魚住駅、東二見駅周辺）を地域の緑の拠点として位置づけ、緑化及び駅前アダプトの推進を図る。	E-7, H-1 H-4

注1)「本計画における対応」の略号は、p.66～67の本計画の個別施策の内容の略号に対応する。

表 22：前回計画の施策プログラムの本計画における対応（4/4）

施策プログラム（前回計画）	達成状況 (理由)	本計画における対応	略号
<b>Ⅴ. 緑を普及する計画（みんなで緑を育み上げる計画）</b>			
<b>1. 緑化の普及（みんなで緑を育み愛する計画）</b>			
①公園愛護会・街路樹愛護会・緑化推進委員等の育成・助成・活用	○	・公園愛護会の拡充・連携を図るとともに新規結成を促進する。	H-3, H-6
②グリーンモニター制度の設置	× (3)	・公園愛護会を充実させて対応する。	H-3, H-6
③緑のイベントの活用	○	・地域活動拠点として、明石公園、上ヶ池公園、金ヶ崎公園を位置付け、各種イベントを開催する。	H-2
④緑のリサイクル事業の展開	△ (4)	・樹木のリサイクル制度を継続的に実施するとともに、剪定枝等の再利用を図る。	E-13
⑤環境教育	○	・各小学校区に環境体験学習の場づくりを推進する。	G-1
<b>2. 緑のまちづくり（みんなが協働して緑を育む計画）</b>			
①緑地協定	○	・緑地協定の他地域への展開を図る。	E-8
②生垣助成制度	—	・生垣の緑化や剪定、保護樹木等の制度の拡充及び助成の実施を図る。	E-12
③地区計画、建築協定等の活用	△ (1)	・今後も継続的に推進する。	—
④総合設計制度	× (1)	・民有地の緑化推進により対応する。	A-1, A-6
<b>⑤事業所等の緑地確保</b>			
ア. 工場等の緑化基準	○	・条例に基づき、継続的に実施する。	—
<b>3. 緑化推進のための組織づくり（緑化公園協会等の活用と市民団体等との連携）</b>			
①緑化公園協会	× (3)	・緑化公園協会は解散したが、市民と市を仲介する組織として、花と緑の学習園を位置付け、各種活動のコーディネーターの育成とその配置等を行う。	G-7, H-8
②緑化基金の活用	× (1)	・民有地緑化のための制度の創設、助成の実施等により対応する。	A-1, A-6 E-12
③市民団体等との連携	○	・市民団体と連携し、オープンガーデン等の推進を図る	E-9, H-7
<b>4. 緑の啓蒙活動（みんなが緑に親しみ活用する計画）</b>			
①緑化啓蒙資料の活用	○	・ホームページや冊子等により、緑地保全・緑化推進に関わる情報発信を行う。	H-8
②花のあるまちづくり	○	・花壇コンクールや市民花壇の継続実施を図る。	H-5
③植物の名札設置	△ (2)	・公園リニューアルと併せて推進する。	F-2

注1)「本計画における対応」の略号は、p.66～67の本計画の個別施策の内容の略号に対応する。



(2) 計画推進のための施策プログラム

前節までに、明石市の緑に関わるまちづくりの課題解決に向けて、8つの具体的な取組みの現況整理と方針設定を行い、明石市全体の緑の配置方針と施策方針を整理しました。

今回の計画においては、これらの整理と、前項で整理した前回計画の施策プログラムの内容も踏まえて、下記の施策プログラムの実施により計画の推進を図ります。

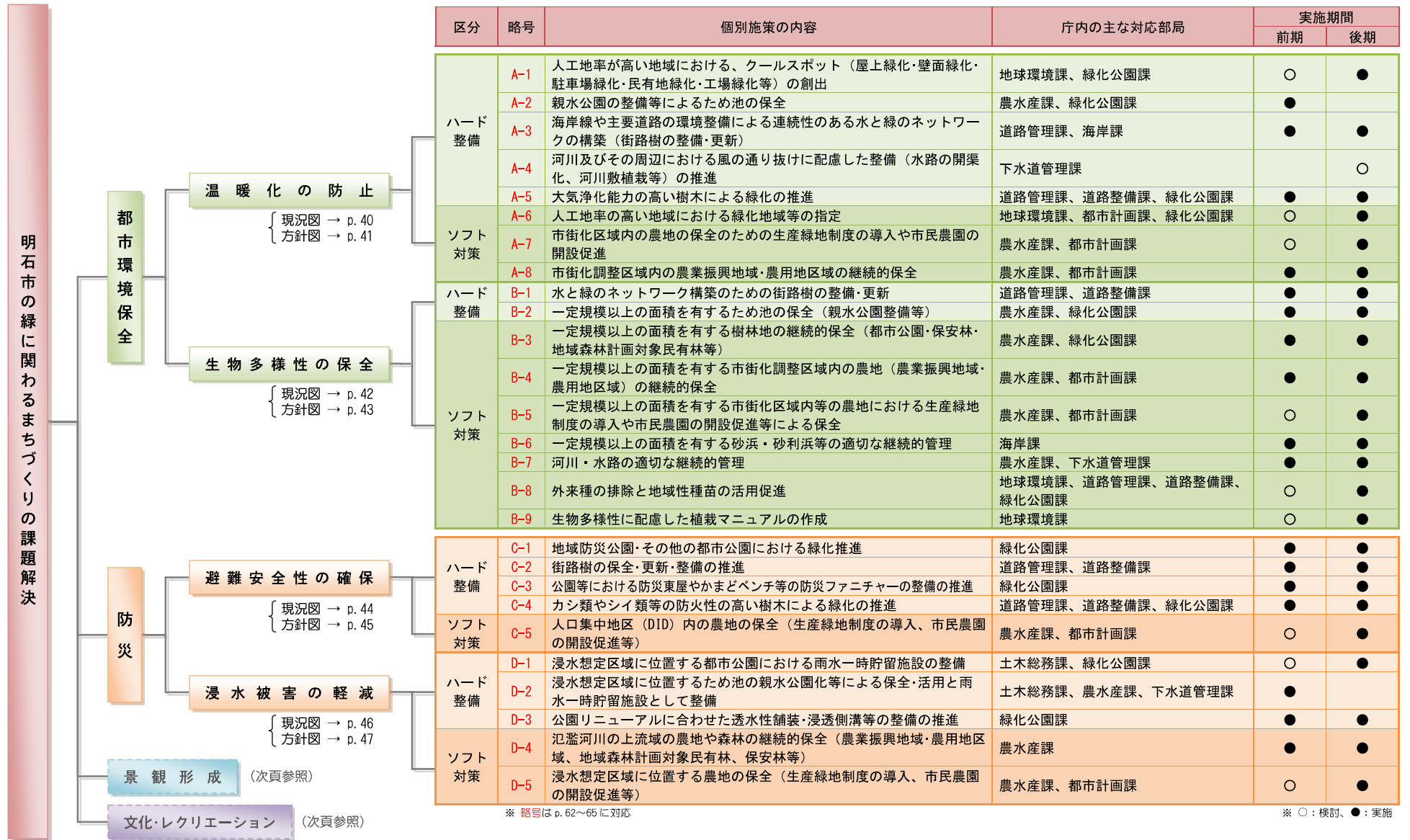
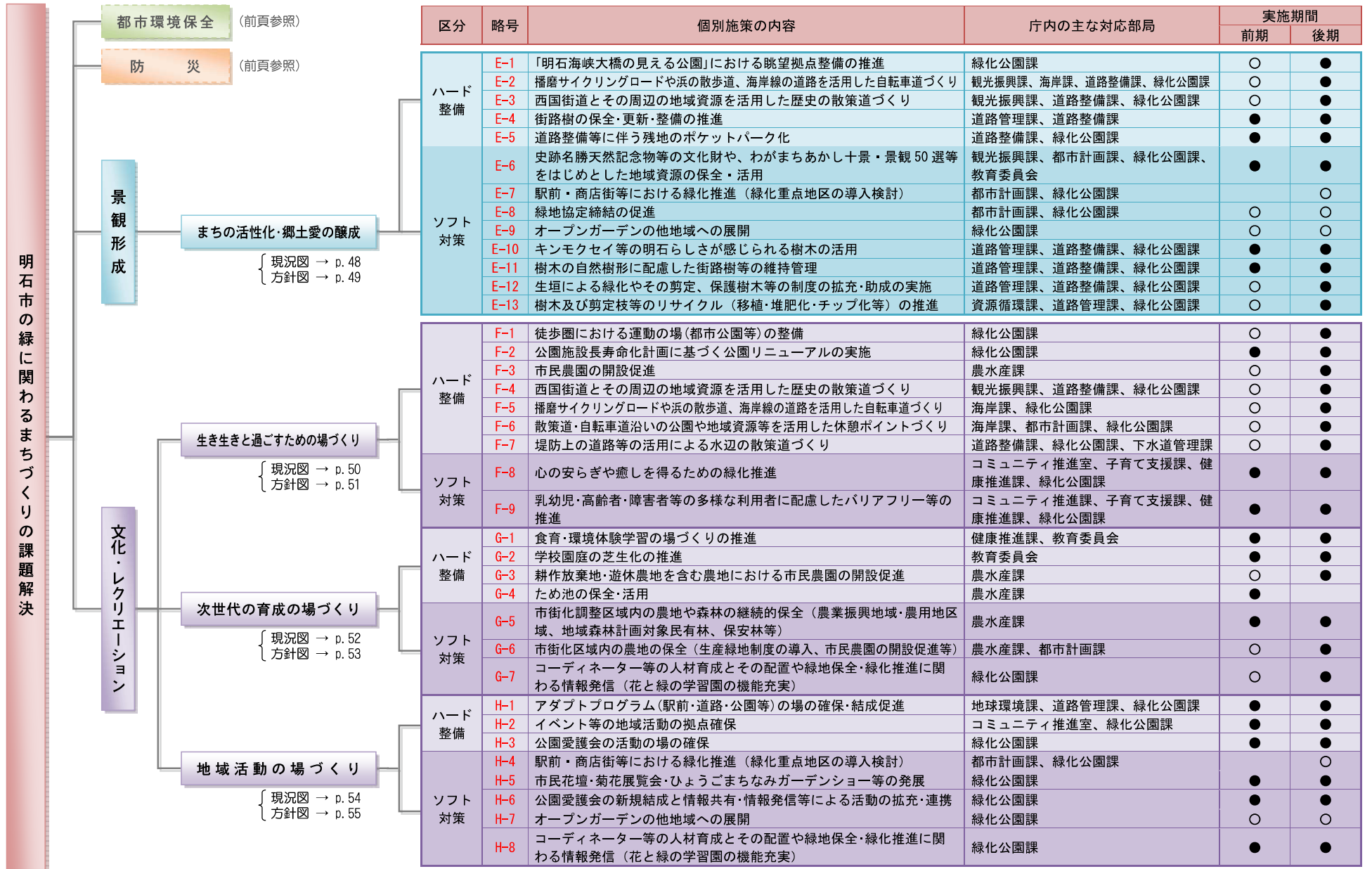


図 23：計画推進のための 施策プログラム (1/2)





※ 略号は p.62~65 に対応

※ ○：検討、●：実施

図 23：計画推進のための 施策プログラム（2/2）